

○奈良教育長 教育委員会協議会を開会いたします。

まず、教育委員会の活動状況について、事務局から報告をお願いします。

乾口教育政策課長。

○乾口教育政策課長 それでは、教育委員の活動について、ご説明いたします。資料をごらんください。

2月1日から2月29日までの活動内容としましては、活動日、活動内容、活動場所、活動出席委員名として記載をしております。

以上、簡単ではございますが、教育委員の活動の説明とさせていただきます。

○奈良教育長 続きまして、委員の活動について、所感の報告をしたいと思います。

それでは、委員を代表して、谷元委員から報告をお願いします。

谷元委員。

○谷元委員 初めに、新型コロナウイルス感染症について、述べたいと思います。

枚方市新型コロナウイルス対策本部の会議において、多数の人が濃厚接触する機会を減らすという視点から、3月31日までのイベント等について、原則中止、または延期するとの方針が2月19日、枚方市長から市民の皆様へメッセージが出されました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国及び大阪府教育長より、3月2日から春休みまで、全国全ての小中学校を臨時休校とするよう要請があり、これを受け、枚方市でも3月2日から3月24日まで、市立小中学校を臨時休校としました。あわせて3月3日からは保護者が家庭に不在の中でも、児童・生徒の皆さんが安全に過ごせるよう、留守家庭児童会室に入室していない小学校1年生から3年生までの児童や、小中学校の支援学級に在籍の児童・生徒を対象に、臨時的な居場所を小中学校内に、午前8時30分から午後3時まで開設することを示され、市を上げて、新型コロナウイルス感染症に対応されています。

これらのことは、過去に例のないことであり、子供たちや保護者、市民の方も大変困惑されたことでしょう。しかしながら、こういった状況の中、市を上げての対応にはいろいろな意見があったとしても、子供たちや市民の安全を守ることを第一に実施されたことであったと理解しています。

小中学校の卒業式、幼稚園の卒園式は、規模を縮小し、十分配慮した上で、各校園で実施されましたが、感染の拡大を防ぐためにもいたし方のないことだったと思います。

年度末の時期と重なり、事務局の皆様には大変なご苦勞をおかけしています。一日も早く終息することを切に願います。

さて、きょうは、令和元年度最後の定例会、協議会ですので、来年度に向けて所感を述べたいと思います。

3月初旬、教育研修課から、来年度のH i r a k a t a 授業スタンダード更新案をもらいました。2月の北河内地区教育委員研修会で、寝屋川市から提供されましたねやがわスタンダード案と比較しながら、意見を述べたいと思います。

H i r a k a t a 授業スタンダードの今回の方針目的は、次のように書かれていました。

枚方市では、平成28年度より取り組んでいるH i r a k a t a 授業スタンダードにのっとった授業改善について、型をなぞるといった視点では定着が図られていた。そこで、令和元年度は各項目の質の向上を図るといった目標を、研修や校内研究支援等で伝達している。次年度に向けて、現行の授業スタンダードを質の向上を可視化できる形に追記、更新することで、一層の周知徹底を図っていく。つまり基本的な授業の流れが周知され、本年度は質の向上を図ってきたということです。

来年度のH i r a k a t a 授業スタンダードで、教育研修課がキーワードとして上げているのは、課題の質の向上です。子供に授業の流れをつかませ、課題解決に向けた見通しを持たせるためには、課題となる目当てがとても重要です。目当ての提示では、驚きや不思議さ、不況感、不都合感のある思考を促す課題を効果的に示しますと書かれています。

寝屋川市では、目当ての提示ポイントとして、矛盾のある問題、既習と未習事項がまじる問題、困惑する問題、煩雑さのある問題、生活にある身近な問題等を意識することですと書かれています。

どちらも課題設定が重要であり、またそれを効果的に提示しながら、子供の知的好奇心や意欲を引き出し、やる気にさせ、授業に没頭させる仕掛けになるような工夫が必要です。

交流の時間について、枚方市は、目的に応じてペア、グループ、全員等で納得会や最適会を検討する場をつくり、捉え方や考えの違いから再確認や新たな発見を促し、自分の考えを再構築させますとなっています。

寝屋川市は、つなげる、解決活動、学び合いとして、何のために、どのような手順で対話するのかを、子供が明確に意識できるようにしましょうと書かれていました。

どちらもきちんと目的を持って交流する、あるいは活動することが重要であるということです。

交流、あるいは活動することにより、1時間の授業がより学びが深められるよう、正解だけじゃなく、納得会や最適会を子供たちが自分たちで見つけ出すような時間にできるように持っていく。このことを実践するためには、教師の力量を高める必要があります。教師の力量を高めるために最も必要なことは、教材研究です。子供が間違えないようにと正解だけを導き出そうとしているような授業は、よい授業ではありません。間違いの中にも、子供が考えるきっかけとなる驚きの要素、ひらめきの要素、考えを深めることができる要素が含まれていることはたくさんあります。1時間の授業があつという間に終わってしまうような充実感のある授業、達成感のある授業、できた、わかったという実感を伴った授業、全てがそろわなくても一人一人の子供が一つでも味わえる授業を目指す必要があります。

新規採用教職員のためのハンドブック、教職員の機能第3章の初めには、次のように書かれています。

評価を指導するに当たっては、学習指導要領や各教科の学習指導要領解説、教科書指導書、資料を何度も読み、しっかりと教材研究をしましょう。授業をする前に、授業のシミュレーション、模擬授業、事前授業をする。管理職、初任者指導教員や先輩の先生に授業観察、授業参観をお願いするなど、授業力を高めるため、積極的に取り組みましょう。また、教科ごとに、H i r a k

a t a 授業スタンダードに基づいた授業展開例についても詳しく書いてありました。

H i r a k a t a 授業スタンダードは、初任者だけでなく、全ての教員が主体的・対話的で深い学びを実現するための基礎的、基本的な学び方を示しています。

本年度、私が公開授業を視察した一部の学校では、H i r a k a t a 授業スタンダードに基づいた授業展開ではなく、学校や教科で統一されず、進められているところがありました。来年度は、さらにH i r a k a t a 授業スタンダードが向上するよう、教員の授業力向上を目指し、教育指導課と教育研修課が緊密に連携し、学校支援、指導支援していただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、4月からは機構改革により、教育委員会も新たなスタートとなります。このたびの機構改革によって、社会教育部が廃止されますが、今まで子供たちや市民、保護者のために実施してきたさまざまな取り組みが、今後もさらに充実したものとなるよう、さらに教育改革を進める必要があります。市長部局におかれましては、これまで社会教育として果たしてきた役割や経過を尊重され、さらにスポーツ振興及び文化財保護情勢を推進されることを期待しております。

これまで、社会教育部でご尽力されてこられた皆様に感謝申し上げますとともに、今後もさまざまな部署でそれぞれの役割を果たし、ご活躍されますよう、よろしくお願いいたします。

総合教育部、学校教育部は、来年度、所管事務が今年度と比べ、ふえることとなります。また、4月からの人事異動で職員の入れかわりもあります。新型コロナウイルスの感染がまだ終息するかどうか、予断を許されないと思われませんが、職員が協力し合い、困難を乗り越えられますようお願いいたしまして、所感といたします。

○奈良教育長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの報告案件ですが、案件1について、説明をお願いします。

鴨田教職員課長。

○鴨田教職員課長 案件1、叙位・叙勲について、ご説明いたします。

協議会資料1ページをごらんください。

1. 概要でございますが、枚方市立中学校の元校長について、内閣総理大臣からその功勞に対し、叙位が行われましたので、報告するものでございます。

2. 内容でございますが、叙位といたしまして、正六位を、元枚方市立山田中学校長伊田巧先生が受章されました。

3. その他といたしまして、ご自宅にて伝達を済ませております。

以上、甚だ簡単ではございますが、案件1、叙位・叙勲についての説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については説明の聴取程度にとどめます。

続きまして、案件2について説明をお願いします。

中道中央図書館副館長。

○中道中央図書館副館長 案件2「枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室使用料に関する規則の制定について」ご説明いたします。資料をお開き下さい。

1. 概要につきまして、令和元年6月枚方市議会定例会で枚方市立図書館条例の一部改正案が可決されました。これに伴い、改正条例第7条により、条例の施行に関し、使用料に関する事項については市規則で定めるとされており、枚方市規則「枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室使用料に関する規則」を制定するものです。

続きまして2. 内容について、次ページの規則文（案）をお開きください。主な内容をご説明申し上げます。

まず第2条では、使用料の納付期限を使用の開始までとすること等を定め、第3条では使用料の還付について定めています。第4条は使用料の減免対象を、生涯学習市民センター及び教育文化センターに準じて、子どもの成長の支援活動、18歳以下の文化学習活動、障害者団体及び校区コミュニティ協議会等と定めるものでございます。

次ページをお開きください。

続いて、第5条は申請書の記載事項について定めるもので、図書館は公の施設に準ずる施設であり、施設の市民利用については教育財産の目的外使用であることから、公の施設の使用許可申請書の記載事項の標準を定める規則の例によることとし、他の施設と同様とするものです。

附則といたしまして、施行日は、令和2年6月1日とします。6月1日としましたのは、香里ヶ丘図書館多目的室の目的外使用許可申請の受付を開始するためです。

以上、甚だ簡単でございますが、案件2、枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室使用料に関する規則の制定についての説明とさせていただきます。

○奈良教育長 この件について、ご意見、ご質問等ありますか。

ご質問等がないようですので、本件については説明の聴取程度にとどめます。

それでは、本日の協議会の案件は、以上となりますので、協議会を終了します。